

大学・高専機能強化支援事業 令和5年度の公募・交付等に係る FAQ（2023年5月16日更新）

この「大学・高専機能強化支援事業 令和5年度の公募・交付等に係る FAQ」（以下 FAQ）は、大学・高専機能強化支援事業に関して、2023年5月2日までに大学等から問い合わせのあったご質問等と、その回答をまとめて掲載しているものです。

申請等の際に幅広くご活用ください。なお、こちらの FAQ では必ずしも説明しきれない部分もありますので、ご不明な点等がある場合は、[令和5年度大学・高専機能強化支援事業 お問い合わせフォーム](https://forms.office.com/r/8903Yi9G4g)（<https://forms.office.com/r/8903Yi9G4g>）より、お問い合わせください。

用語の定義

用語	定義
実施方針	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針（令和5年4月13日文科科学大臣認可）
機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
助成事業	大学・高専機能強化支援事業
支援1	大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）
支援2	大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）
助成金	大学・高専成長分野転換支援基金助成金
交付規則	大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則
3つのポリシー	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

目次

1. 支援1の概要について	1
1-1 転換に係る要件	1
2. 支援2の概要について	3
3. 申請要件について	4
3-1 支援1	4
3-2 支援2	6
4. 審査の観点について	8
4-1 審査要項（支援2）	8
5. 助成金の交付方法・執行について	10
6. その他	11

1. 支援1の概要について

1-1 転換に係る要件

質問	回答	参照資料
フェーズ2の支援対象になるためには、転換に係る要件を全て満たす必要がありますか。	<p>『大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A（令和5年5月12日版）』のQ3-15に記載の通り、新設する学科の3つのポリシーの全てが、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なり、かつ以下2点のうち少なくとも一つを満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 新設学科の基幹教員の構成が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ3割以上異なる② 新設学科の授与する学位分野（複数分野の場合は、その構成）が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なる <p>転換に係る要件を満たさないものは、総収容定員の増に係る部分（純増部分）を除き、フェーズ2支援の対象となりません。</p>	『公募要領別紙』4頁 『大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A（令和5年5月12日版）』のQ3-15
『申請書』様式1-2（1）における、「2.転換に係る要件の確認」の「（2）1.基礎情報で記載した全ての学科について、基幹教員の氏名等について記載してください」について、基幹教員の氏名は現時点で	「2023年〇月に新規採用予定」と記載してください。	

<p>未定の場合は「新規採用予定」と記載してもよいですか。</p>		
<p>新設する学部や学科などの基幹教員の辞令交付は、いつまでに行う必要がありますか。</p>	<p>辞令交付の期限については特に定めていません。</p>	
<p>『公募要領別紙』4頁の「授与する学位分野（複数分野の場合は、その構成）が、定員減を行う全ての学科とそれぞれ異なる」とは、どのような意味ですか。</p>	<p>ここでいう学位分野は「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）」に定める学位分野を指し、新設する学科等と定員減を行う全ての学科とで、授与する学位分野が異なる必要があるということを指します。また、複数の学位分野を授与する場合は、構成する学位の分野が再編等の前後で一部同じであっても、構成が異なるのであれば、授与する学位の分野は異なるものとみなします。</p>	<p>『公募要領別紙』4頁 『大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A（令和5年5月12日版）』のQ3-18</p>

2. 支援2の概要について

質問	回答	参照資料
助成率の算定方法はありますか。	支援2においては、支援1のようにあらかじめ助成率を設定しておりませんが、『審査要項』5頁の2. 審査基準/(1) 書面審査等に記載の通り、大学等から提出のあった事業計画における定員増の規模や書面審査の状況等を勘案して総合的に評価し、必要に応じて助成金額を調整することとしています。	『審査要項』5頁

3. 申請要件について

3-1 支援 1

質問	回答	参照資料
<p>本助成事業の選定後に、申請要件の一部または全てを満たさなくなった場合の取扱いはどうなりますか。</p>	<p>『公募要領』の「8. 助成金の交付等（4）申請要件の未達等について」及び『大学・高専機能強化支援事業に関するQ & A（令和5年5月12日版）』のQ5-2をご参照ください。なお、そのような状況が生じた場合には速やかに機構までご連絡ください。</p>	<p>『公募要領』11頁 『大学・高専機能強化支援事業に関するQ & A（令和5年5月12日版）』のQ5-2</p>
<p>『公募要領』5頁の申請資格における「i）学生募集停止中の大学」について、大学の学部・学科のうちの一つでも学生募集を停止している場合は、本助成事業への申請はできませんか。</p>	<p>学生募集を停止しているのが一部の学部・学科であれば、申請は可能です。</p>	<p>『公募要領』5頁</p>
<p>『公募要領』6頁の申請要件⑧について、「入学定員が20名以上増加する計画であること」とは、大学全体の入学定員のことですか。</p>	<p>特定成長分野に係る学部又は学科の入学定員を20名以上増加させることを指します。大学全体の入学定員を増加させる必要はありません。</p>	<p>『公募要領』6頁</p>
<p>『公募要領』6頁の申請要件⑨に関連して、支援1の各フェーズ進行と、応募の年度について教えてください。</p>	<p>支援1のフェーズ1は事業計画の選定から設置認可申請又は届出の受理までの期間であり、当該フェーズの期間が原則3年以内であることを勘案し、応募の時期をご判断ください。</p>	<p>『公募要領』6頁</p>
<p>『公募要領』6頁の申請要件⑩における当該計画に</p>	<p>『公募要領』6頁の申請要件⑩に記載の通り、学部</p>	<p>『公募要領』6頁</p>

<p>係る大学の総収容定員充足率（在籍学生数の収容定員に対する割合）の達成は、いつまでに行う必要がありますか。</p>	<p>等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに満たす必要があります。</p> <p>なお、支援1については『大学・高専機能強化支援事業に関するQ & A（令和5年5月12日版）』のQ5-1の通り、本助成事業に採択された機関はフェーズ1期間中に総収容定員充足率を80%以上とすることを要件としています。</p>	
<p>「寄附金、研究費等の外部資金の獲得について、フェーズ3の助成期間終了時までに、大学全体の外部資金獲得額を申請時点の平均（過去5年間の中央値の3年分の平均）に2.5%を上乗せした水準以上とする計画であること」の「2.5%を上乗せした水準以上」とは、どのような水準ですか。</p>	<p>フェーズ3終了時までに、全学における本事業への申請時点から過去5年の外部資金獲得額のうち、中央値となる3年分（5年分の獲得額のうち、最大額及び最小額を除いた残りの3年分）の平均に本事業による支援額の2.5%を上乗せした額をいずれかの年度において獲得する計画であることを求めています。</p>	<p>『公募要領』6頁</p>
<p>『公募要領』6頁の申請要件⑩における「過去5年間の中央値の3年分の平均」とは、どのような意味ですか。</p>	<p>過去5年間の外部資金獲得額のうち、最大額と最小額を除いた、残りの3年分の獲得額の平均のことです。</p>	<p>『公募要領』6頁</p>
<p>『公募要領』6頁の申請要件⑩について、寄附金、研究費等の外部資金は、特定成長分野等に係る研究活動への寄附を目的とした寄附金、研究費等のみを対象としますか。</p>	<p>特定成長分野等に係る外部資金に限らず、すべての寄附金、研究費等を対象とします。</p>	<p>『公募要領』6頁</p>

3-2 支援2

質問	回答	参照資料
<p>高等専門学校が他大学等との連携校として、連携先の他大学の支援2への申請に参画することは、『公募要領』5頁の(2)申請可能件数に含まれますか。</p>	<p>連携校としての参画は、申請件数には含まれません。</p>	<p>『公募要領』5頁</p>
<p>『公募要領』7頁の申請要件⑥の「コース等の設置・増員による体制強化の場合、学則において、コース等の募集人数数を明記する計画であること」について、子規程等への記載に代えることはできますか。</p>	<p>『公募要領』7頁に記載の通り、学科や専攻等の下にコースやプログラム等が置かれ、それらが本助成事業の申請単位(コース等の設置・増員による強化体制を行う対象)である場合は、学部・大学院いずれにおいても、コース等の募集人員を学則に明記する必要があります。学則の下に位置する子規程等への記載に代えることもできますが、その場合には学則にコースやプログラム等の募集人数が子規程等に記載されている旨の記載が必要であり、また子規程等の公開が必要です。</p> <p>なお、「〇〇人程度」という表現では要件を満たしているか判断がつかみませんので、具体的な増員数が分かるような表現で記載してください。</p>	<p>『公募要領』7頁 『大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A(令和5年5月12日版)』Q4-4, Q5-17</p>
<p>『公募要領』7頁の申請要件⑥に関連して、申請にあたり、収容定員増による学則の改正など、学内規程の改正が必要な場合、本助成事業の公募締切までに学内規程の改正に関する学内での手続きを完了し</p>	<p>今後提出される事業計画に基づき事業が着実に遂行できるよう学内外の手続きを進めてください。</p>	<p>『公募要領』7頁</p>

<p>ている必要はありますか。</p>		
<p>『公募要領』7頁の申請要件⑨について、「機構による事業計画の選定があった日から2年を経過する日を含む年度の末日までに、計画の対象となる研究科等の設置等を行う計画であること」とは、具体的にどのような計画ですか。</p>	<p>以下のような計画が要件になります。</p> <p>ただし、学部段階の取組を大学院段階の取組より先行して行う場合は、学部段階の取組として学部等の増員等を以下の各期限までに行えば、大学院段階の取組はそれ以降（助成期間内）に行うこととしても構いません。</p> <p>公募に係る説明動画の支援2資料③34頁に例を示しておりますので参考にしてください。</p> <p>https://www.niad.ac.jp/josei/briefing-session/</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和5年度に選定された場合は、令和7年度末までに研究科等の設置等を行うこと • 令和6年度に選定された場合は、令和8年度末までに研究科等の設置等を行うこと • 令和7年度に選定された場合は、令和9年度末までに研究科等の設置等を行うこと 	<p>『公募要領』7頁</p> <p>『大学・高専機能強化支援事業に関するQ & A（令和5年5月12日版）』Q5-13</p>
<p>『公募要領』8頁の申請要件⑩における、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度における「応用基礎レベル」について、申請計画の対象の研究科を構成する学部が複数ありますが、どの学部が認定を受けていればよいですか。</p>	<p>当該研究科を構成する複数学部間の構成員の比率などより、申請計画の対象の研究科に関連する主な学部についてご判断ください。</p>	<p>『公募要領』8頁</p>

4. 審査の観点について

4-1 審査要項（支援2）

質問	回答	参照資料
<p>『審査要項』2頁のⅡ.審査方針/1.確認項目/(1) 大学における審査の観点において、「② 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する」とあり、一方で『実施方針』6頁の②審査基準では「以下の観点については、計画の性質に応じてすべて満たすことを求めるものではなく」と記載があります。</p> <p>『審査要項』2頁のⅡ.審査方針/1.確認項目/(1) 大学における審査の観点の②で示される4つの観点は、必ずしも全てを満たす必要はないのですか。</p>	<p>取組を実施する上で、いずれの観点も重要な点となりますので、当該の個所で示されている4つの審査の観点の全てを申請計画で求めます。</p> <p>なお、申請計画の内容等については、選定の過程において申請書で確認をしますので、具体的な内容の記載が望まれます。</p>	<p>『実施方針』6頁の②審査基準</p> <p>『審査要項』2頁の(1)大学における審査の観点の②</p>
<p>『審査要項』2頁のⅡ.審査方針/1.確認項目/(1) 大学における審査の観点の②で示される4つの観点について、これまで実施してきた取組を引き続き行うような申請計画でもよいですか。もしくは、本助成事業への申請にあたり、新たに4つの観点に対応した計画を策定する必要がありますか。</p>	<p>高度情報専門人材の育成に直結または関連し、かつ『審査要項』2頁のⅡ.審査方針/1.確認項目/(1) 大学における審査の観点の②で示される4つの観点に対応した取組の計画であれば、これまでに行ってきた取組を継続するような計画でも問題ありません。</p>	<p>『審査要項』2頁のⅡ.審査方針/1.確認項目/(1)大学における審査の観点の②</p>
<p>『審査要項』3頁の「さらに、以下の観点（以下「6つの観点」という。）をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。」について、ここで言う6つ</p>	<p>大学（ハイレベル枠）の審査の観点を指しています。</p>	<p>『審査要項』6頁</p>

の観点とは大学（ハイレベル枠）の審査の観点を指していますか。		
--------------------------------	--	--

5. 助成金の交付方法・執行について

質問	回答	参照資料
<p>支援1において、助成金の交付時期はいつになりますか。例えば、各フェーズの終了時に実績報告書を提出した後、当該のフェーズに係る助成金の額が確定し、交付が行われるのでしょうか。</p>	<p>助成金の支払は、原則として交付すべき助成金の額を確定した後に行います。つまり、各フェーズ終了時に実績報告書を提出した後、当該フェーズに係る助成金の額が確定し、交付を行います。ただし、必要があると認められる場合は概算払することもできます。</p>	<p>『公募要領』9頁の8.助成金の交付等/（1）助成金の交付 『交付規則』13, 14, 16条 『大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A（令和5年5月12日版）』Q8-1, 2, 17</p>
<p>本助成事業の選定前に、本助成事業への申請計画に関連する事業や取組等を実施することは可能ですか。</p>	<p>交付決定より前に遡及しての支援はできません。</p>	
<p>『公募要領』（支援1は9頁、支援2は11頁）ならびに「別添2：経費の使途可能範囲」（支援1は15頁、支援2は17頁）について、経費区分の費目内または費目間の流用の取り決めを教えてください。</p>	<p>『大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領』にてお示しします（5月15日現在で未公開）。</p>	<p>『公募要領』（支援1は9頁、支援2は11頁） 「別添2：経費の使途可能範囲」（支援1は15頁、支援2は17頁）</p>
<p>『公募要領』（支援1は9頁、支援2は11頁）ならびに「別添2：経費の使途可能範囲」（支援1は15頁、支援2は17頁）について、当初計画をしていた事業年度の予算を執行できなかった場合、翌事業年度へ繰越すことはできますか。</p>	<p>『大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領』にてお示しします（5月15日現在で未公開）。</p>	<p>『大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A（令和5年5月12日版）』Q8-3</p>

6. その他

質問	回答	参照資料
<p>学部や学科等の新設など、大学組織の再編について、本助成事業への申請に関わるものであれば相談をしてもよいですか。</p>	<p>『公募要領』に記載の通り（支援1は9頁、支援2は11頁）、大学等の個別の構想に関わる内容には、お答えできません。設置認可・届出については文部科学省へお問い合わせください。</p>	<p>『公募要領』（支援1は9頁、支援2は11頁）</p>
<p>「助成事業の対象となる大学等の選定後に、申請状況や選定状況とともに、選定された大学等の事業概要等についても公表する予定です。」とありますが、選定されなかった大学等の名称や申請内容等も公開されますか。</p>	<p>『公募要領』15頁に記載の通り、助成事業の対象となる大学等の選定後に申請状況や選定状況を公表する予定ですが、公表の時期や内容等については未定です。なお、個人情報や守秘義務に抵触する情報については、公表はしません。</p>	<p>『公募要領』（支援1は13頁、支援2は15頁）</p>
<p>『公募要領』（支援1は3頁、支援2は4頁）に記載の選定件数について、記載の選定件数を満たした場合、応募受付期間前（支援1は令和14年度まで、支援2は令和7年度まで）に公募は終了しますか。</p>	<p>現時点で未定です。</p>	<p>『公募要領』（支援1は3頁、支援2は4頁）</p>
<p>『大学・高専成長分野転換支援基金助成金取扱要領』の公開の時期はいつ頃を予定していますか。</p>	<p>公開の具体的な時期については未定です。公開の際には、当機構ウェブサイトで開催します。</p>	<p>『大学・高専機能強化支援事業に関するQ&A（令和5年5月12日版）』Q8-3</p>
<p>申請書の提出はどのように行えばよいですか。</p>	<p>本助成事業への申請予定の事前連絡（専用フォームを使用）にて記載の連絡先へ、申請書等提出用URLをお送りします。そちらのURL先へ、申請書を本年</p>	

	<p>度の公募締め切りの期限までにアップロードをしてください。</p> <p>なお、今年度の申請書等提出用 URL は、5月10日に、本助成事業への申請予定の事前連絡をいただいた機関に、メールにてご連絡しています。</p>	
<p>「令和5年度大学・高専機能強化支援事業 申請予定の事前連絡」の専用フォームより、事前申請を行った後に、申請を取り下げることができますか（申請の取り下げにあたり、別途手続きは必要ですか）。また、申請の取り下げにより、今後の公募の選定過程で不利益を被る可能性はありますか。</p>	<p>「令和5年度大学・高専機能強化支援事業 申請予定の事前連絡」の専用フォームからの事前申請の取り下げについて、「大学・高専機能強化支援事業 令和5年度公募 お問い合わせフォーム」や、メール・電話などでご一報ください。取り下げにあたり、別途手続きはありません。</p> <p>また、申請の取り下げにより、今後の公募の選定過程で不利益を被る可能性はありません。</p>	
<p>「令和5年度大学・高専機能強化支援事業 申請予定の事前連絡」の専用フォームより送信した内容を、機構が受信したか確認する方法はありますか。</p>	<p>現在、「令和5年度大学・高専機能強化支援事業 申請予定の事前連絡」の専用フォームへお送りいただいた内容について、受信確認の連絡などを当機構から行っていません。回答の送信時に、回答のPDFファイルをダウンロードできますので、そちらを保存いただきますようお願いします。</p>	
<p>令和5年5月24日の公募締め切り後に、今年度中の支援事業における追加の公募を実施する予定はありますか。</p>	<p>現時点で未定です。</p>	

来年度（令和6年度）の公募の日程について教えてください。	現時点で未定です。	
公募の回数は、1年度で1回のみですか。	現時点で未定です。	
申請書を提出する際に別添として説明資料を追加してもよいですか。	説明資料の追加はご遠慮ください。	